

平成 28 年 8 月 9 日

# 株 式 取 扱 規 則

東京コスモス電機株式会社

# 東京コスモス電機株式会社株式取扱規則

## 第1章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての  
手続等については、定款第 11 条の規定に基づき、この規則の定めるところによるほか、振  
替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関で  
ある証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。
2. 当会社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の  
取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、この規則の定めるところによるほか、  
当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。 株主名簿管理人
- 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
三菱 U F J 信託銀行株式会社 同事務取扱場所  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
三菱 U F J 信託銀行株式会社  
証券代行部

(請求または届出)

- 第 3 条 この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請  
求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場 合ならびに第 23 条第 1 項に定  
める場合は、この限りでない。
2. 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書 面を、補佐人ま  
たは補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提 出しなければならない。
3. 当会社は、第 1 項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券 会社等を経由し  
て行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされ たものとみなして取扱うことが  
できるものとする。
4. 当会社は、第 1 項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代 理人であることを  
を証明する資料の提出を求めることができるものとする。
5. 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第  
1 項の請求または届出を受理しない。

## 第2章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

- 第 4 条 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記 録を行う。
2. 当会社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という。） の住所の変更  
の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した 場合には、当該通知に基づき株

主名簿への記載または記録を変更する。

3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

第6条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

## 第3章 諸 届

(株主等の住所および氏名または名称の届出)

第7条 株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届け出なければならない。2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

2. 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

3. 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

第9条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有株式の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第11条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るも

のとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

2. 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

## 第4章 単元未満株の買取り

(買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第16条 当社は、前条により算出された買取価格から第25条に定める手数料を差し引いた額（以下「買取代金」という。）を、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に支払う。

2. 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

(買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

## 第5章 単元未満株の買増し

(買増請求の方法)

第18条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買増請求の制限)

第19条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

(買増価格の決定)

第20条 単元未満株式の買増単価は、第18条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終

価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増請求の受付停止)

第 21 条 当社は、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3 月 31 日

(2) 9 月 30 日

(3) その他の株主確定日 2. 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停

止することができる。

(買増株式の移転の時期)

第 22 条 買増請求を受けた单元未満株式は、第 20 条により算出された買増価格と第 25 条に定める手数料の合計額（以下「買増代金」という。）が当会社所定の 銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する 振替の申請を行うものとする。

## 第 6 章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第 23 条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第 3 条第 2 項、第 4 項および第 5 項 を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第 24 条 前条第 1 項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに 400 字

(2) 取締役および会計監査人の選任に関する事項 各候補者ごとに 400 字

## 第 7 章 手数料

(手数料)

第 25 条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

## 付 則

1. この規則の改廃は、取締役会の決議によるものとする。なお、本規則の改廃が行われた場合の効力発生日は改廃日とする
2. 本規則は平成 3 年 10 月 1 日から実施する
3. 平成 11 年 10 月 1 日一部改訂（第 29 条の変更）
4. 平成 11 年 12 月 1 日一部改訂（別途定める金額の変更）
5. 平成 12 年 2 月 14 日一部改訂（第 2 条の変更）
6. 平成 13 年 9 月 27 日一部改訂（第 3 条、第 15 条、第 22 条单元未満株券の不発行に関する部分  
第 6 条、第 7 条单元未満株券の名義書換 に関する部分  
第 9 条、第 8 章、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条「単位未満」「单元未満」の読替 に関する部分）
7. 平成 14 年 4 月 1 日一部改訂（第 10 条、第 11 条の「記載」を「記載または記録」に変更）
8. この規則の第 22 条から第 25 条までの規定および第 42 条第 1 号の規定、ならびに第 4 条、第 5 条、第 27 条および第 28 条の改正は平成 15 年 4 月 1 日から実施する。なお、同日以降においても除権判決の正本または裁判所の認証がある謄本を添えて株券の再発行の請求があったときは、当該判決により無効となった株券の再発行をする
9. この規則の第 1 章総則に係わる第 2 条の規定は平成 15 年 5 月 6 日から実施する
10. 平成 18 年 5 月 1 日の会社法施行により、新株予約権関連規定の織込、株主名簿管理人への用語変更、株券記載事項についての規定新設、单元未満株式の買取請求および買増請求の撤回不可文言の追加等を行う
11. 平成 21 年 1 月 5 日「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号)」の施行に基づく改訂（株券電子化に伴う変更）および、第 24 条（株主提案議案の株主総会参考書類）の追加等行う  
(定款変更に伴う第 1 条の条数の変更)
12. 株主総会決議に基づき、当会社の定款第 11 条（株式取扱規則）の条数が変更されたときは、第 1 条に定める「定款第 11 条」は変更後の条数を定めたものとみなす。平成 21 年 1 月 5 日改訂追加
13. 第 23 条第 1 項の変更と付則第 16 項により付則第 13 項から第 16 項までを削除する。平成 22 年 1 月 6 日一部改訂
14. 第 59 回定期株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第 24 条第 2 項の一部を削除する。平成 28 年 6 月 24 日一部改訂
15. 平成 28 年 8 月 9 日一部改定し、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

以 上